

● 特別徴収(給与天引き)の場合

<紙の通知で受け取られた方>

給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書

給与収入		主たる給与以外の の合算所得区分		総所得金額①		税額控除額⑤		納付額	6月分	
給与所得				山林所得		所得割額⑥			7月分	
給与所得以外の所得				分離短期譲渡		均等割額⑦			8月分	
その他の所得計				分離長期譲渡		税額控除額⑤			9月分	
				株式等の譲渡		所得割額⑥			10月分	
				先物取引		均等割額⑦			11月分	
				上場株式等の配当等		森林環境税額⑧			12月分	
						特別徴収税額⑨			1月分	
						控除不足額⑩			2月分	
						現在支払済納付額⑪			3月分	
						前納付額⑫			4月分	
						変更前税額⑬			5月分	
						増減額(⑩-⑬)				
						変更月				

(納税義務者用)

受給者番号	氏名	指定番号
	様	
住所	宛名番号	

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したため、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受け取った日から起算して3か月以内に町長に対し審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求めるときは、前記の審査請求に係る議決の迅速を受け入れた日の翌日から起算して6か月以内に町を被告として(町長の被告の代表者となります。)提訴することができます。なお、過分の取消しの請求は、前記の審査請求に対する議決を待たねば提訴することができません。①審査請求があった日から3か月を経過しても議決のないとき、②実行、過分の執行又は手続きの履行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他議決をしないことにつき正当な理由のあるときは、議決を待たなくても過分の取消しの請求を提訴することができます。

葉山町長

問合せ先 葉山町役場 税務課 (電話 046-876-1111) 〒240-0192 神奈川県三浦郡葉山町堀内2135

(裏面) 矢印の方向にゆっくりと開いてご覧ください。

◎摘要欄に**定額減税**に係る控除額等を印字しています。

(印字例)

【税額控除額⑤欄の内、定額減税控除済額】

(市町村) 18,000 円 (道府県) 12,000 円

【定額減税控除外額(控除しきれない額)】

(市町村) 0 円 (道府県) 0 円

◎「税額控除額⑤」欄に**定額減税額**を加算した金額が印字されています。